

東日本大震災以後の備忘録ないしは切り抜き帳(その51)

[2017年4月1日(土)]

○今日はエイプリルフールとかで、日頃お世話になっている東京新聞の“こちら特報部”では「記事・コラムはフィクションです」と断った上で、右のような記事を掲載していた。なかなかの出来栄えのように思われるが、如何であろうか。

[2017年4月2日(日)]

○今朝の朝日新聞社説は『教育勅語 過去の遺物が教材か』と題する次の論説を報じていた。「安倍内閣が教育勅語について「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした答弁書を閣議決定した。この決定に強い疑念を抱く。「朕(明治天皇)」が「臣民(国民)」に示した教えが教育勅語だ。天皇と国家への服従を説き、国民を戦争へと駆り立てる役割を果たした。国民に批判の自由はなかった。親孝行、夫婦仲良く、友達を大切に。教育勅語が説く徳目を肯定的にとらえるべきだ、という主張も自民党などにある。だが教育勅語の本質は、こうした徳目を実行することで「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」(いざという時には一身を捧げて皇室国家のために尽くせ)と国民に求めたことだ。こうした歴史的事実を教えるための資料として、教育勅語を使うことはあっていい。だが、安倍内閣の思惑はそれにとどまるまい。「戦後レジームからの脱却」を説いてきた首相、復古的な憲法改正草案をもつ自民党、教育勅語を「全体として」肯定する稲田防衛相……。この内閣の言動や思想をあわせ考えれば、今回の閣議決定は、戦前の価値観に回帰しようとする動きの一環と見なければならぬ。これが教育現場でのなし崩しの教育勅語復権につながる恐れは否定できない。松野文部科学相は教育勅語の授業での活用について「適切な配慮の下であれば問題ない」としているが、何が「適切」なのか、どう判断するのか。教育勅語は終戦後の1948年、衆院で排除の、参院で失効の決議がされた。参院決議はこう述べている。「われらは日本国憲法にのっとり、教育基本法を制定し、わが国とわが民族を中心とする教育の誤りを払拭し、真理と平和を希求する人間を育成する民主主義的教育理念を宣言した。教育勅語がすでに効力を失った事実を明確にし、政府は勅語の謄本をもれなく回収せよ」今回の閣議決定は、この決議と真っ向から対立する。親孝行などの徳目は大事だ。しかしそれは、教育勅語という「過去の遺物」を持ち出さなければ、子どもたちに教えられないものではない。教育勅語は国民主権、基本的人権の尊重など現行憲法の基本原則と相いれない。子どもたちを教え、導く学校現場にふさわしい教材とは到底、言えない。」

○本日、たまたま目にした産経新聞のコラム“産経抄”を、上記の論説との比較のために転載させて頂きたい。「幕末の儒学者、安積良斎(あさかごんさい)の国防論『洋外紀略』は、「徳川の平和」による安穩に慣れた民たちが、西洋列強という「素早くて荒い虎狼の異民族」に対抗することの困難を憂えた上で、幕府にこう説いている。「沿海の要害の地にはりつき、砲台を並べ、のろし台を設け、士気を鼓舞し…」。▼北朝鮮や中国の脅威にさらされる今で言えば、ミサイル防衛システムに当たろうか。明治維新の功労者であり、事実上の薩摩藩主だった島津久光は同書全文を書き写したという。先人たちの危機感のほどがうかがえる。▼新幹線の車中で先日、手に取った雑誌『ウェッジ』4月号の巻頭記事は、「“四面『核』歌”状態の日本が生き残る道」という題だった。記事中、中国が日本を対象とできる中距離ミサイルを数百基保有していることが指摘されていた。▼自民党は先月30日、敵基地攻撃能力を保有するための検討を求める提言をまとめ、安倍晋三首相に提出した。敵基地攻撃能力の保有は合憲であり、座して自滅を待たないためには当然の検討だろう。ところが、この提言に早速かみついた人たちがいる。▼「平和国家の礎がガラガラと音を立てて崩れているように見え、非常に懸念している」。民進党の蓮舫代表はこう眉をひそめ、安住淳代表代行は早くも国会戦術に言及した。

東京新聞 2017.4.1.よ

佐藤 正明

時代を読む

宇野 重規



ソントクという妖怪

日本政治の中枢に一つの妖怪徘徊している。その名はソントクである。この妖怪が現れると、人々は不機嫌な沈黙状態に陥る。何を聞かれても、関係者は「申し上げることはない」「規則通りやっている」と繰り返すばかりである。これは誰がどう見ても、何か話すべきことはあるだろうし、規則通りに物事が動いているとは思えない。誰もがおかしいと思いつつ、何ごともなかったように時間だけが過ぎていく。ソントクと比喩するならば、ケンリョクノボボとつ名の妖怪は乱舞が、ある意味でわかりやすい。その妖怪の姿を前に出て、戦つて

いくしか道はないからだ。これに対しソントクの場合は、独特な無気が支配する。人々は低い声でボソボソとしゃべりながら、誰にも強硬に命令されなことも、自分に期待されているはずの役割を素々と果たすのである。しかし、ソントクによってもっとも嫌なわれるのが、他人の主張し、その代わりに、性主張し、その代わりに、他人の主張にもちんと耳を傾けることがその第一歩となる。ソントクに取りつかれた政治の姿の逆だ。多くの人には、日本政治の中枢に、いかに

ばかりである。今回の森友問題などのような決着がつかないまま、な決着がつかないまま、とはいえず、問題を通過して得られるものは少ないのではない。普通、とだけだけかけた事件であれ、人々に知られた教訓をえてくれるべきである。しかしながら、今回の問題を通過し明らかにした問題は、日本政治の中枢に、いかに

怪しげな人物が集まるかというところだ。妖怪ソントクを、れは日本政治において力を保持しているかどうかが、いである。

世界が不安定化し、かわりけ極東の状況は緊迫を醸成している。欧州は重要な途歩が今後を懸く、このような状況で、日本の国の指針を間違え、取り返しのつかない事態となる。にもかかわらず、日本政治は妖怪ソントクが支配しているのは異常である。

「他に選択肢がない」「この言葉は、ソントクにとって何よりの好物である。この言葉を発動に口にする時、妖怪が忍び寄ることを忘れてはならない。これ以上妖怪を跋扈させたいならば、この二つの言葉は噛み食いはばっても口にすべきではないと思う。どうだろうか。(東大教授 2017.4.2)

東京新聞(2017.4.2.)より

「徹底的に反対した方がいい」。安積が聞いたらどう思うだろうか。▼森友学園問題で若干下降傾向にあるものの、安倍内閣の支持率は50~60%と高い。一方、民進党の政党支持率は10%前後にとどまっている。現状を省みず、国民を守るための対案も出さずに反対を唱えるばかりでは、広く民心に響かない。いつまでたっても国民の一部の層の代弁者にとどまりそうである。」

『教育勅語』にしる『洋外紀略』にしる、くわばら、くわばら、である。

- 東京新聞は毎日曜日に“時代を読む”と云うコラムが掲載される。今朝のコラムは宇野重規氏の『ソントクという妖怪』であった。冒頭部分を引用させて頂くと「日本政治の中枢に一つの妖怪が徘徊している。その名はソントクである。この妖怪が現れると、人々は不機嫌な沈黙状態に陥る。何を聞かれても、関係者は「申し上げることはない」「規則通りやっている」と繰り返すばかりである。とはいえ、誰がどう見ても、何か話すべきことはあるだろうし、規則通りに物事が動いているとは思えない。誰もがおかしいと思いつつ、何ごともなかったように時間だけが過ぎていく。」
- 「村度」という言葉を流行語大賞にまで押し上げた立役者は、云うまでもなく『森友事件』であるが、村度する必要があるのは常に国や地方の官僚組織であって、決してトップに立つ政治家には村度する必要がないところに根本的な問題がありそうに思われる。“公文書の保存期間が1年未満”と云うのも村度の産物であろうと思われるが、そもそも“保存期間が1年未満”とは“証拠になりそうな書類は速やかに処分すべし”と同義であって、これほど国民をバカにした話はないのではないのか。

[2017年4月5日(水)]

- TVニュースを見て驚いたが、本日の東京新聞夕刊に『憤る避難者「自己責任って何ですか」復興相「自主避難は本人の判断」』との見出しで詳報が掲載されていたので以下に転載させて頂く。「「自主避難は本人の判断。裁判でも何でもやればいいじゃない」東京電力福島第一原発事故で故郷を離れ、今も避難先で暮らす人を巡り、今村雅弘復興相が4日の記者会見で発した言葉が波紋を広げている。被災者に寄り添うべき政治家の突き放すような発言。避難者らから反発が相次ぎ、辞任を求める抗議活動も5日行われる。(署名記事)「あんな人が復興大臣ということ自体おかしい。話にならない」福島県南相馬市から避難し、3人の子どもと東京都江東区で暮らす女性(50)は憤った。自宅は避難区域とされた原発20キロ圏内から2キロほど離れた場所。



記者会見する今村雅弘相=4日午前復興庁で(東京新聞 4/5 夕刊より)

「事故当時は、行政が一戸一戸避難を呼びかけた。避難指示区域からちょっと外れたら自主避難と言われる。自己責任って何なんですか」自主避難者に対する住宅無償提供を福島県が3月末で打ち切ったため、江東区内の国家公務員住宅の家賃が今月から発生する。「東京五輪をゴールにして避難者への支援をどんどん打ち切るこの国はおかしい」現在、居住できない「避難指示区域」は、原発が立地する双葉、大熊町の帰還困難区域などに限られる。避難指示区域以外でも、放射線の影響を懸念したり、社会インフラが整わない不安などから、かつて住んでいた自宅に戻らない被災者は多く、自主避難者と位置付けられている。全国の自主避難者の正確な人数は不明だが、県が3月末で打ち切った住宅無償提供の対象者(昨年10月現在)だけで10,524世帯、26,601人いる。原発事故を巡る集団訴訟で、国と東電の過失責任を認める判決を前橋地裁で勝ち取った原告の一人丹治杉江さん(60)も「判決を復興相に突きつけたいくらの気持ちです」と憤った。福島県いわき市から前橋市に夫と自主避難している。自主避難を「本人の責任」とした今村氏の発言については「本人の責任と言っても、原発事故を起こしたのは私たちではない」と強く反論。「永田町や霞が関の政

治家には、私たち市民の苦しみが伝わっていないのではないか」今村氏の辞任を求める緊急抗議行動が5日午後6時半～7時半、復興庁(東京都千代田区霞が関三,中央合同庁舎4号館)前で行われる。呼び掛け人は、自主避難者への住宅無償提供打ち切りに反対している杉原浩司さん(51)。◆政務官おんぶ問題 上司として注意 今村雅弘復興相は佐賀県生まれ。東大法学部を卒業後に旧国鉄入り。1996年の衆院選で初当選し7期目。農水、国土交通分野の役職を多く務め、外務政務官や農水副大臣を経て、昨年8月の内閣改造で復興相として初入閣した。復興担当の務台俊介内閣府政務官=3月に辞任=が昨年9月、豪雨被害を受けた岩手県岩泉町の視察時に、職員に背負われて水たまりを渡って批判された際には、上司として「何をやっているんだ」と注意した。衆院比例代表九州ブロック,70歳。◆4日の会見要旨 今村雅弘復興相の4日の記者会見で、フリーの西中誠一郎記者との質疑の要旨は以下の通り。記者 (3月)31日に自主避難者の住宅無償提供が打ち切られた。自主避難者に対する国の責任をどう感じているか。今村氏 国として、福島県をサポートしながらやっていく。記者 福島県外から避難している人もいます。今村氏 福島県が現地の事情に詳しいのでお願いし、それを国がサポートする図式でいきたい。記者 国が率先して責任をとらなければ、路頭に迷う家族がでてくる。その責任をどうとるのか。今村氏 国がどうだこうだと言うよりも、基本的には本人が判断することだ。記者 帰れない人はどうするのか。今村氏 それはもう本人の判断でしょう。記者 自己責任か。今村氏 基本はそうだと思う。記者 国は責任をとらない(ということか)。今村氏 裁判でも何でもやればいいじゃない。また、やったじゃないですか。それなりに国の責任もありますねと言った。補償の金額もご存じの通りの状況でしょう。記者 自主避難者にはお金は出ていない。今村氏 ここは論争の場ではないから。記者 責任持って回答してください。今村氏 責任持ってやっているじゃないですか。何て無礼なことを言うんだ。撤回しなさい。記者 撤回しない。今村氏 出て行きなさい。二度と来ないでください。人を中傷、誹謗するようなことは許さない。記者 避難者を困らせているのはあなたです。今村氏 うるさい。◇ 今村復興相は4日夕、自主避難者に対し、自己責任だとの考えを示したことについて「客観的に言ったつもりだ。避難指示を受けた人との違いからそういうことを言っている」と記者団に釈明、発言は撤回しなかった。☒ 上記の記事からは、TVニュースで伝えられた迫力は伝わってこないが、この記者とのやり取りの記録を残すことに今村氏は同意しておられたことと、今日になって今村氏が「冷静さを欠いていた」と謝罪されていたことを付記しておきたい。

[2017年4月6日(木)]

○今朝の朝日新聞社説では『今村復興相 避難への無理解に驚く』と題して、例の記者会見のことが論評されていた。「震災復興の司令塔なのに、原発事故の避難者たちが置かれた複雑な状況を分かっていないのではないのか。今村雅弘復興相が記者会見で「本人の責任でしょう」「裁判でも何でもやればいい」と話した。福島第一原発の事故後、避難指示の対象区域以外から逃げた自主避難者をめぐる発言である。国の支援のあり方を記者から重ねて問われるうちに今村氏は激高し、会見を打ち切った。後で感情的な態度は謝罪したものの、発言については「客観的に言ったつもりだ」と釈明し、撤回しなかった。避難指示を受けた人と自主避難者との違いを指摘したかったようだが、内容には聞き流せない問題がある。自主避難者の多くは、避難指示に関して国が定めた放射線量の基準に不安が拭えず、悩んだ末に地元を離れる決断をした。全国で2万数千人にのぼり家族がばらばらになった人は多く、生活に困窮する人もいます。東京電力からの損害賠償や行政による住宅提供も、避難指示を受けた人に比べると手薄だ。自身で決めたこととはいえ、自主避難者も事故の被害者だ。それを自己責任で片付けるのは、国策として原発を推進してきた政府の責任への認識に欠けると言わざるをえない。裁判をすればいいという発言に至っては、聞き直りにしか聞こえない。東電や国に賠償などを求めて提訴した原発被災者は各地で1万人を超える。3月には前橋地裁が国に賠償を命じたが、裁判には手間ひまがかかる。その負担を避難者に背負えと言うのだろうか。今村氏はこれまでも、被災者との意識のずれを指摘されることがあった。今年1月、福島市での会合では、最近の避難解除でようやく本格化しつつある福島の復興について「マラソンにたとえると30キロ地点」と発言。3月にはテレビ番組で「ふるさとを捨てるというのは簡単だが、戻って頑張っていく気持ちをもってほしい」と述べた。避難者で地元に戻る人はまだ少数派で、生活基盤や放射能への不安などから当面戻らないという人は少なくない。ふるさとから離れていても、つながりは保ちたいという声も根強い。今村氏の発言は、さまざまな事情を抱える避難者の心を傷つけ、切り捨てと受け取られても仕方ない。帰還の促進策ばかりでなく、被災者の多様な声に耳を傾け、必要な手立てをとるという国の役割を自覚すべきだ。」

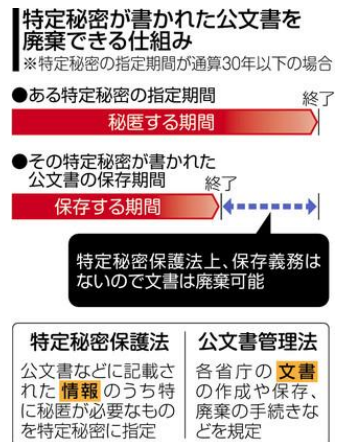
[2017年4月7日(金)]

○今朝の『復興相、原発避難者への発言撤回「深くおわび」』と題する共同通信によれば、「今村雅弘復興相は

7日の記者会見で、東京電力福島第1原発事故に伴う自主避難者の帰還を「本人の責任」とした自身の発言について「撤回するというところで理解してもらって結構だ。私の意図するところと誤った伝わり方をし、反省している」と述べた。会見の冒頭で、一連の発言を「深くおわびする」と謝罪。「引き続き誠心誠意、職務に当たり、被災者に寄り添って復興に全力を尽くす」と述べ、辞任しない考えを改めて示した。(共同) 〇どこまでもふざけた御仁である。「撤回するというところで理解してもらって結構だ」と云う撤回の仕方などあり得ないし、「私の意図するところと誤った伝わり方」をしたのではなく、あなたの言った通りをマスメディアは伝えたのであって、そのような御仁に「被災者に寄り添って復興に全力を尽くす」ことなど到底無理であろう。偶々、城山三郎氏の『落日燃ゆ(新潮文庫)』を読ませて頂き、戦中・戦後の広田弘毅の外務官僚としての生き方に感動したばかりである。それと比べるのも広田弘毅に対して失礼な話であるが、最近(とりわけ安倍内閣)の大臣の資質のお粗末さ加減(お詫びの仕方、身の処し方も知らない)には呆れてものも言えないほどである。

[2017年4月9日(日)]

〇今朝の東京新聞1面トップに掲げられた『特定秘密 開示せず廃棄可能、公文書管理に「抜け穴」』の大見出しに驚いた。以下に詳細を転記させて頂く。「特定秘密保護法に基づく「特定秘密」が記された公文書が、秘密指定期間中であっても廃棄される。現在の法体系の下で、こんな事態が起きる可能性があることが衆院の情報監視審査会が先月末に公表した年次報告書で分かった。時の政権が意図的に重要情報を非開示のまま廃棄することも可能。非開示のまま廃棄されると将来の検証ができなくなる。秘密保護法は、漏れたら日本の安全保障に著しい支障を与える情報を、期間を定めて秘匿することを定める。秘密指定期間は5年単位で延長でき、永久に指定することも事実上可能だ。一方、特定秘密が記された文書の保存・廃棄については、基本的に同法ではなく公文書管理法という別の法律で運用される。各省庁は同法に基づき、文書の種類別に保存期間を1年未満～30年を基準に設定。期間が終われば廃棄や延長などを決める仕組み。秘密保護法の下では、秘密指定が通算30年を超えた特定秘密が書かれた文書は、こうした公文書管理法上の保存期間終了後も、保存が義務づけられる。問題は、秘密指定が30年以下の文書。内閣情報調査室の担当者は「秘密指定期間より、公文書管理法で定めた文書の保存期間が短い場合、保存期間が終了すれば、首相との協議と独立公文書管理監の検証を経て、廃棄できる」と説明。例えば秘密指定が通算30年で保存期間が20年の文書の場合、秘密指定されたまま20年で廃棄される可能性が出てくる。審査会の報告書によると、海上保安庁が指定した特定秘密を含む文書約1万1千件(2015年末時点)の大半が保存期間が秘密指定期間より短かった。廃棄された例はなく、同庁は「可能な限り期間を一致させるよう検討する」としているが、法律上は、保存期間が過ぎた特定秘密文書はすべて廃棄できてしまう。報告書は「外部のチェックがないと、不適切な廃棄が行われる可能性がある」と警告。公文書制度に詳しい長野県短大の瀬畑源助教は「大きな問題。特定秘密が書かれた公文書の重要性は明白で、歴史の検証ができるよう保存することがあるべき姿だ」と話す。◆検証の機会奪われる 衆院情報監視審査会の報告書で明らかになった、特定秘密保護法を巡る公文書管理の「抜け穴」。政府がこれを悪用した場合、不都合な情報を、どんな情報なのかも国民に知られないままいくらかでも葬り去ることができるため、極めて重大な問題だ。特定秘密保護法は、国民の「知る権利」を脅かす法律として世論の大きな反対の中で成立した。当時、特定秘密の指定期間に例外が7項目あることから「永久に指定される」という懸念が伝えられた。判明した抜け穴は、永久指定どころか、特定秘密が書かれた文書そのものを開示せずに捨てられるというもの。政府の政策判断に過ちがなかったか、国民が検証する機会が永遠に奪われてしまう。まして、特定秘密は防衛や外交など、平和を左右する情報が中心。国民が政府の情報を正確に把握し、国の針路を自ら選択していくという民主主義の根幹が崩壊しかねない。政府は重要な公文書が捨てられることがないように、制度を抜本的に改めなければならないし、国家機密でも開示できる時期を迎えたら確実に公開されるよう、見直されなければならない。(署名記事) <特定秘密保護法> 防衛、外交、スパイ防止、テロ防止の4分野で「漏えいが国の安全保障に著しい支障を与える情報」を特定秘密に指定し、保全を図る法律。特定秘密を漏らした公務員らは最高懲役10年、漏えいをそそのかした者も最高懲役5年。政府に都合の悪い情報が隠され、秘密に迫った市民や記者が罰せられる懸念や、運用監視体制の弱さが指摘される。2013年12月に与党の賛成多数で成立し、14年12月施行された。」 〇おかしな“特定秘密保護法”とおかしな“公文書管理法”が一緒になるととんでもないことが現実に起こってしまうと云うお粗末であるが、決して笑い事ではない。



○同じく東京新聞社説には『週のはじめに考える 緊急事態条項という罨』と題して、以下の論評が掲げられていた。「大災害で国会議員が不在になってもいいのか」。もっともな議論に聞こえますが、憲法改正の道を開く取っ掛かりにしようとの意図が透けて見えます。先月開かれた衆院憲法審査会で「緊急事態条項」を新たに憲法に盛り込むべきか否かが議論になりました。緊急事態条項とは、大規模災害や外国からの武力攻撃などの緊急事態が起きた場合、政治空白をつくらないための手続きを定める項目を指します。現行の日本国憲法には、そうした条項がないとして、憲法を改正して新たに定める必要がある、と自民党が提唱したのです。

◆自民が改憲項目に提案 現行憲法は衆院議員の任期を4年、参院は6年と定めています。国政選挙の直前に大規模災害などが起きて選挙が行えなくなった場合、国会議員の一部が不在となる可能性はなくてはなりません。憲法54条は、衆院が解散された後に緊急の必要がある場合、内閣は参院の緊急集会を求めることができる、と記していますが、自民党は、衆院解散から特別国会が召集される最大70日間を想定した制度であり、憲法を改正して国政選挙の延期や議員任期の延長を新たに盛り込む必要があると主張しているのです。もっともな議論のように聞こえるからこそ要注意です。安倍晋三首相(自民党総裁)は3月5日の党大会で「憲法改正の発議に向け、具体的な議論をリードする。この国の背骨を担ってきた自民党の歴史的使命だ」と強調しました。かつては、自らの「在任中に成し遂げたい」と、改正への意欲を述べたこともあります。かといって、自民党が1955年の結党以来、訴え続けてきた戦争放棄の9条改正は、国民の間で抵抗感が依然根強く、ハードルが高いのが現実です。

◆戦争中にも衆院総選挙 安倍氏の党総裁としての任期は先の党大会での党則改正により、最長で2021年9月まで延長されましたが、自らの在任中に党是である憲法改正を実現するには、9条よりも、緊急事態条項を理由にした方が国民の理解を得られるのではないかと、安倍氏がそう考えても不思議はありません。緊急事態条項は、安倍氏が在任中の憲法改正を成し遂げるための手段のようにも受け取れます。緊急事態条項を定めておかなければ国民が著しい損害をこうむる恐れがあるのならまだしも、改憲の突破口を開くための罨にされてはたまりません。それだけではありません。自民党が12年にまとめた改憲草案では、緊急事態宣言時には国会議員任期の延長に加え、首相に権限を集中させ、内閣が法律と同じ効力を持つ政令を制定することや一時的な私権制限も可能にすることが盛り込まれています。国会議員任期の延長を理由にしながらも、緊急事態発生時に国会から立法権を奪い、基本的人権を制限することが真の狙いではないのかと勘繰りたくもなります。全く同じと言いたくはありませんが、かつてのナチス・ドイツでヒトラーが独裁を築いたのも、国家緊急権による基本権の停止と、内閣に無制限の立法権を与えた全権委任法でした。そもそも緊急事態発生時に選挙はできないのでしょうか。東日本大震災が起きた11年に被災地で地方選が延期された例はありますが、太平洋戦争真っただ中の1942年4月には衆院で総選挙が行われました。戦争という国家にとって最大の非常時ですら国政選挙が行われた歴史的事実に注目する必要があるでしょう。一方、衆院議員の任期は一度だけ延長されたことがあります。旧憲法下の41年、対米関係が緊迫する中、国民が選挙に没頭するのは適切でないという理由でした。しかし、軍部に批判的な議員が当選する機会を奪う狙いもあったのでしょうか。結局、国民が政治に民意を反映させる機会を奪われたまま戦争が始まります。議員任期延長の弊害でもあります。

◆国民の自由奪った末に 憲法は主権者たる国民が権力を律するためにあります。現行憲法に著しい不備があり、国民から改正を求める声が澎湃と湧き上がっているのならまだしも、そうした状況でないにもかかわらず改憲を強引に推し進めるのなら「改憲ありき」との誹りは免れません。大災害や戦争を理由にされるとその方向に誘導されがちですが、自民党が主張する緊急事態条項の本質を見抜き、主権者として正しく判断しなければなりません。戦前、戦中には非常時を理由に国家総動員体制が敷かれ、国民の権利や自由が奪われました。その結果が無謀な戦争への突入です。今を生きる私たちが、同じ轍を踏むわけにはいかないのです。」

2017年4月9日

文責：瀬尾和大